

鞍手町行政改革大綱実施計画

平成 1 4 年 2 月 2 7 日

鞍 手 町

目 次

．財政部門における実施計画

- 1．住民サービス向上の視点を重視した事務事業の見直し
 - (1) 事務事業の整理合理化 1 P
 - (2) 補助金、負担金及び交付金の見直し 2 P
 - (3) 使用料及び手数料の見直し..... 2 P
 - (4) 民間活力の導入 3 P
 - (5) 広域行政の推進 3 P
- 2．効果的な行政運営と職員能力開発等の推進
 - (1) 事務改善委員会の設置と活動の活性化 4 P
 - (2) 企画政策委員会の設置と活動の活性化 4 P
 - (3) 財政改革委員会を設置し財政の適正かつ効率的な運営 5 P
 - (4) 専門職の確保と育成 5 P
- 3．コスト意識を持った情報化の推進等による行政サービスの向上
 - (1) 情報化の推進 6 P
 - (2) 住民の立場に立った窓口サービスの向上 6 P

．組織・機構部門における実施計画

- 1．事務事業の見直しに関する事項
 - (1) 事務事業全般の整理合理化
 - 各課分掌事務の整理合理化についての可能性 7 P
 - 住民の立場に立った窓口サービスの向上 8 P
 - 公用車の配置、私用車の使用について 8 P
 - 税金・保険料・家賃等の徴収にかかる検討委員会の設置 9 P
 - 学校給食費未納についての対応 9 P
- 2．組織・機構の見直しに関する事項
 - (1) 組織の再編について
 - 現在の組織・機構の見直し 10 P
 - 情報公開の推進について 19 P
 - 高度情報化に対応した行政運営の推進 19 P
- 3．給与・勤務条件の適正化に関する事項
 - (1) 給与制度の運用についての是正 21 P
 - (2) 勤務条件の運用についての是正 22 P
 - (3) 超過勤務の削減 22 P
- 4．定員管理及び職員の能力開発等の推進に関する事項
 - (1) 職員採用計画の策定 23 P
 - (2) 職員定数の配分の見直し 23 P

(3) 職員研修等のあり方	
職員研修の全体的な見直し	2 4 P
職員の意識改革	2 4 P
職員の能力開発	2 5 P
専門性の向上への対応	2 5 P
5 . 民間委託などによる事務運営改善に関する事項	
(1) 民間委託等について	
委託可能分野の検討及び手段	2 6 P
6 . 行政委員会等に関する事項	
(1) 行政委員会等の検討	2 6 P
7 . 効果的な行政運営	
(1) 提案する委員会	2 7 P
. 施設部門における実施計画	
1 . 施設改善や管理改善を必要としない施設	2 8 P
2 . 施設改善や管理改善を必要とする施設	2 9 P
3 . 民間等への委託を検討する施設	3 3 P
4 . 統廃合を検討する施設	3 4 P

・ 財政部門における実施計画

1 住民サービス向上の視点を重視した事務事業の見直し

(1) 事務事業の整理合理化

行政の責任領域に留意し、行政関与の必要性、受益と負担の公平確保、行政効率、効果等を十分吟味して、事務事業の合理化を図る。

事務改善委員会（各課から1名）の活動を定期的にし、年に1回は各係における事務の見直し作業を支援し、具体的な見直し課題を抽出するとともに、総合的な視点からその実施を図る。事務改善委員会の任命、委嘱は町長名で行うものとする。

職員提案制度を設け、その採用等については事務改善委員会が整理し、課長会等へ提案する。

施策、事業等の選択については、町総合計画の推進を基本とし、別に定める企画政策委員会に図って判断する。

申請等の事務手続きについては、その様式を全面的に見直し、必要最小限の記載事項等で済むよう簡略化を図ると共に、押印省略を進めていく。また、許可を要するものなどについては、可能な限り処理日数の短縮を図る。

[実施計画]

整理 番号	実施事項名	実 施 概 要	実 施 計 画					備考
			13	14	15	16	17	
1	事務事業の整理 合理化	事務の簡素化、マニュアル 化、決裁規定及び支払い事務 の見直し。(12年度実施済)	見直し 実施					
		情報化の推進。 (各種証明のOA化、オンラ イン化)	検討	一部 実施	実施			
		事務分掌の見直し。 (課、係の現状にあった配 置、連携に則した事務分掌の 見直し)	検討	実施				
2	事務改善委員会 の設置	別掲 (効果的な行政運営と職員の能力開発等の追及の項)						
3	職員提案制度の 採用	別掲 (効果的な行政運営と職員の能力開発等の追及の項)						
4	企画政策委員会 の設置	別掲 (効果的な行政運営と職員の能力開発等の追及の項)						
5	申請等の事務手 続の簡素化	様式の簡素化。 (様式の全面的見直し)	検討	実施				
		押印の省略及び処理日数の 短縮。	検討	実施				

(2) 補助金、負担金及び交付金の見直し

補助金については、その必要性、効果等の観点から財政改革委員会を設置して、見直し基準を作成し、抜本的な見直しを行う。

新規、既設の補助を問わず、その目的を勘案して終期を設定するサンセット方式を導入する。

補助の目的が十分に機能するよう、補助対象者等との協議を進める。

[実施計画]

整理番号	実施事項名	実施概要	実施計画					備考
			13	14	15	16	17	
1	補助金等の見直し	財政改革委員会を設置し、既設補助金等の必要性、効果等を測定し抜本的な見直しを行う。	検討	実施				
2	補助金等の削減	終期を設定するサンセット方式を導入し削減目標を定めて段階的に実施する。	検討	実施				
3	補助目的達成のための協議	補助目的達成のため、補助対象者等と定期的に協議を行う。	実施					

(3) 使用料及び手数料の見直し

受益者の公平負担の原則及び近隣、類似の自治体等との均衡を考慮し、使用料及び手数料の見直しを行う。

[実施計画]

整理番号	実施事項名	実施概要	実施計画					備考
			13	14	15	16	17	
1	使用料、手数料の見直し	受益者負担の原則に基づき類似の自治体との均衡を見ながら料金の改定を行う。	検討		実施			
2	住宅使用料の見直し	家賃決定方式の改正が行われた公営住宅との公平性を保つため、改良住宅にも応能応益制度の導入を要する。	検討		実施			

(4) 民間活力の導入

事務事業について、民間の活力、創意工夫を取り入れることにより、住民サービスの向上、コストの低減につながるものは導入していくものとする。また、施設管理についても、管理公社の設立に努めると共に、民間活力の導入を検討する。

[実施計画]

整理 番号	実施事項名	実 施 概 要	実 施 計 画					備考
			13	14	15	16	17	
1	事務及び業務の委託	公共施設及び公園等の管理委託。	検討		導入			
		浄水場運転業務の民間委託。	検討					
		その他民間活力の導入可能なものについて調査検討。	検討					

(5) 広域行政の推進

広域的に処理が適切な事務事業については、広域行政圏の活用等により対処できるよう広域的な協議を進める。

[実施計画]

整理 番号	実施事項名	実 施 概 要	実 施 計 画					備考
			13	14	15	16	17	
1	広域的な行政体制の強化	広域的な人材確保、研修、人事交流及び人材育成の推進。	検討	実施				
		広域的な情報ネットワーク及び公共施設の広域的調整、利用等今後望ましい広域行政の在り方について検討、協議する。	検討					

2 効果的な行財政運営と職員能力開発等の推進

(1) 事務改善委員会の設置と活動の活性化

事務改善委員会を設置し、各課室局での各係の事務改善の見直しを支援し、具体的な課題を抽出するなど、職域の代表者として活動の活性化を図り、総合的な視点で事務改善を行うための方向を検討し提案する。また、事務改善委員会は職員の提案制度をシステム化し、常に行政運営のあり方について提言を受けるようにしていく。

[実施計画]

整理 番号	実施事項名	実施概要	実施計画					備考
			13	14	15	16	17	
1	事務改善委員会の設置と活動の活性化	事務改善委員会を設置し、各課室局での各係の事務改善の見直し作業の支援を行うなど、総合的な視点で事務改善を行うための方向を検討し提案する。	検討	実施				
2	職員提案制度の採用	職員の提案制度をシステム化し行政運営のあり方や、政策的提案について、事務改善委員会、企画政策委員会及び財政改革委員会に提案できる体制を図っていく。	検討	実施				

(2) 企画政策委員会の設置と活動の活性化

企画政策委員会を設置し、総合計画の推進を基本として、事業の進行状況やその評価を絶えず行い、計画的・総合的な行政運営をめざす。また、政策的提案について、町民の提案制度を設けるなど活発な町づくりをめざす。

[実施計画]

整理 番号	実施事項名	実施概要	実施計画					備考
			13	14	15	16	17	
1	企画政策委員会の設置と活動の活性化	企画政策委員会を設置し、計画的総合的な行政運営を目指す。また、政策的提案について町民の提案制度を設け活発な町作りを推進する。	検討	実施				

(3) 財政改革委員会を設置し財政の適正かつ効率的な運営

財政改革委員会を設置し、経費全般について徹底的な見直しを行い、限られた財源の中で、財政の適正かつ効率的な運営を図るための具体的な方策と方向性を示すなど、積極的に財政構造の改善を図る。

[実施計画]

整理 番号	実施事項名	実 施 概 要	実 施 計 画					備考
			13	14	15	16	17	
1	財政改革委員会の設置	財政改革委員会を設置して、補助金、負担金等の経費全般にわたり徹底的な見直しを行い、財政の適正かつ効率的な運営を図るために具体的な方策と方向性を示す。	検討	実施				

(4) 専門職の確保と育成

土木・建築・福祉等の分野での専門職の確保と育成に取り組む。
職員の派遣制度を設け、他の地方公共団体と協議し、職員を出向させ技術の向上に努めるなど人事交流を図る。

[実施計画]

整理 番号	実施事項名	実 施 概 要	実 施 計 画					備考
			13	14	15	16	17	
1	専門職の確保と育成	土木、建築、福祉等の分野での専門職の確保に取り組むと共に、地方公共団体間における専門職の派遣の実施。	検討	実施				
		専門職育成のため、専門的研修や職場外研修の実施。	実施					

3 コスト意識を持った情報化の推進等による行政サービスの向上

(1) 情報化の推進

情報化の推進にあたっては、住民サービスの向上、コストの低減につながるものについて精査し、安易に経費の増大を招くことのないように心がける。
 情報化を推進する上で、個人情報、システム等の安全対策の充実を図る。

[実施計画]

整理 番号	実施事項名	実 施 概 要	実 施 計 画					備考
			13	14	15	16	17	
1	情報化の推進	庁内の情報化を推進する。	検討	検討 実施	実施			

(2) 住民の立場に立った窓口サービスの向上

多様化する住民ニーズに即応した窓口サービスの向上を図るため、窓口のO A化を更に推進するとともに、住民との対応の改善、窓口の一元化など、住民の利便性の向上に努める。

[実施計画]

整理 番号	実施事項名	実 施 概 要	実 施 計 画					備考
			13	14	15	16	17	
1	住民の窓口サービス向上の推進	総合窓口を設置し住民サービスの向上を推進する。	検討		実施			
		住民票、印鑑証明書等の自動交付機の導入を図り、住民サービスの向上に努める。	検討		実施			

・組織・機構部門における実施計画

1 事務事業の見直しに関する事項

(1) 事務事業全般の整理合理化

各課分掌事務の整理合理化についての可能性

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
組 織 全 般 に つ いて	再編による課、係の 統廃合を基本として						
	事務改善委員会（各 課より1名で構成）を 設置する。事務改善委 員会は、総合的な視点 から事務の改善が図れ るよう課・係の事務に ついて、問題点（課題） を検討し、年に1度は、 町長に提案する。		実		施		総務課
	計画的な人事異動 （3～5年を目途）の 実施により職場の活性 化・効率化を図る。 平成18年度以降の 課設置を想定した定員 管理を行う。		実		施		総務課
	課内において、管理 職は所掌事務を把握 し、適正な事務量を職 員に配分する。		実		施		全課
	他課との間における 関連事務の整理・合理 化を検討、実施する。		検討		・実 施		全課

住民の立場に立った窓口サービスの向上

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
窓口担当係 で検討会議 の実施	住民の立場に立った 利用しやすい課、係の 配置、並びに施設の改 善を検討し実施する。		検討	・実	施		住民課・福祉 課・保険課・ 税務課・水道 課・健康増進 課・社会教育 課
	受付の方法、来庁者 への対応等、丁寧・親 切・迅速を目標に、係 員全員が対応できるよ うマニュアルを作成す るなどの改善を検討し 実施する。		検討	・実	施		住民課・福祉 課・保険課・ 税務課・水道 課・健康増進 課・社会教育 課
	住民サービスの向上 を図るため、総合窓口 の設置を検討する。		検			討	窓口対応関 係全課

公用車の配置、私用車の使用について

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
公用車の配 置、私用車 の使用につ いて	公用車の配置課、配 置台数の見直し、及び 未配置の課、出先機関 の実態を調査・検討し、 適正な公用車の配置を 実施する。		検討	・実	施		総務課
	私用車の公用使用時 における燃料の支給、 事故の対応などのマニ ュアルを作成し職員へ 周知を図る。		実施				総務課

税金・保険料・家賃等の徴収にかかる検討委員会の設置

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
担当職員で協議する検討委員会の設置	滞納等に対処するため、担当職員で協議する検討委員会を設置し他市町村の対応等について、調査・検討を行い機構再編を含め事務改善委員会へ提案を行う。		検		討		税務課・保険課・建築鉦害課・同和対策室・福祉課

学校給食費未納についての対応

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
学校給食費未納についての対応	学校給食運営審議会において、学校給食費未納の対策について協議する。						
	学校において、未納に対する指導を進める		実		施		教育委員会 学校教育課
	職員による訪問徴収を強化するなど徴収体制の整備を図る。		実		施		教育委員会 学校教育課

2 組織・機構の見直しに関する事項

(1) 組織の再編について

現在の組織・機構の見直し

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
総 務 課 (課の再編)	<p>総務課における業務として、地域情報化、IT 関連事業など、新たな行政需要が増大している状況から、総務課に集中する業務を分散し、各課室局の事務量の均衡化を図る必要がある。そこで、今後の町づくりを積極的、効率的に展開していくため財政部門と企画都市計画部門との連携が重要となってくることから財政係(入札・契約業務を除く)を企画調整課に移管する。</p> <p>女性政策に関する業務を新設する「人権推進課」に移管する。</p>						
	<p>課長補佐を係長兼務とし、職員 1 名を減員する。</p>		実施				総務課
	<p>財政係を企画調整課へ移し、所掌事務のうち、入札・契約業務を管財係へ移管する。</p>		実施				総務課・企画調整課
	<p>管財係は職員 1 名を増員し、入札・契約業務を所掌する。</p>		実施				総務課

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
総 務 課 (課の再編)	情報管理係は職員1名を増員し、総務課に窓口を置き、電算室での業務は、通常2名体制とし、情報公開等、IT関連業務を所掌する。		実施				総務課
	町有財産における未登記物件について、事務処理の効率化を図るため、民間委託を推進する。		実		施		総務課
住 民 課 (内部調整)	課長補佐は、係長を兼務し、職員1名を減員する。		実施				住民課
	環境整備係は、権限委譲に伴う狂犬病予防接種等の保健所業務の移管、衛生センターに係る事務、鞍手町環境保全実行計画の推進など、事務量の増加等に対応するため、職員1名を増員する。		実施				住民課
保 険 課 (内部調整)	保険年金係の事務分担の見直し、再配分を行い事務の効率化を進め、将来、職員1名を減員する。		検		討		保険課

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
福 祉 課 (内部調整)	<p>将来の分園方式への移行に備えるため、本庁配置の保育所長を解消し、各園に所長、主任保育士、加配保育士を置く。</p> <p>各園の管理の充実を図るため、所長を課長補佐に、主任保育士を係長に格付けする。</p>		実施				福祉課・保育所
産 業 課 (課の再編)	産業課長が、農業委員会事務局長を兼務する。		実施				産業課・農業委員会事務局
	農政管理係、農林振興係を統合、農林振興係とし、職員5名の配置とする。		実施				産業課
	商工経済係へ企画調整課企業立地係の業務(企画事業、土地開発公社事務を除く)を移管する。		実施				産業課・企画調整課
	谷山ダムかんがい用水の利用について、管理組合等の平成13年度設置を目指し、平成14年4月の供用開始時において、スムーズに管理・運営ができる体制を確立する。	設置	実施				産業課

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
企 画 調 整 課 (課 の 再 編)	<p>厳しい財政状況において、今後の町づくりを積極的、効率的に展開していく必要があり、中・長期的な視点から、企画都市計画部門と財政部門が連携し、一体となって計画の策定、各種事業の推進を図る体制とするため、総務課財政係(入札・契約業務を除く)を移管し、課名を「企画財政課」に改める。</p>						
	<p>総務課から財政係(入札・契約業務を除く)の移管を受け、職員3名の配置とする。</p>		実施				企画調整課・総務課
	<p>企業立地系の業務(企画事業及び土地開発公社業務を除く)を産業課へ移管し、企画事業は企画都市計画係、土地開発公社業務は財政係の所管とする。</p>		実施				企画調整課・産業課
	<p>都市計画事業(遠賀川架橋、鞍手I・C)等の推進、並びに市町村合併推進窓口業務に対応するため、企画都市計画係の職員1名を増員する。</p>		実施				企画調整課
	<p>都市計画事業の進捗状況及び事業量の増大に対応するため、時期を見極め、この業務を所掌する課・係の設置を検討する。</p>			検		討	企画調整課

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
下水道課 (内部調整)	平成15年の供用開始に伴い、下水道会計(企業会計)の移行時期を考慮し、水道課との統合を検討する		検		討		下水道課
	課長補佐を係長兼務とする。		実施				下水道課
	平成15年の供用開始に併せ職員1名を増員する。			実施			下水道課
土 木 課 (課の再編)	石炭六法が平成13年度末までに全て失効することに伴い、関連業務が縮小することから、土木課、建築鉦害課の体制の見直しが必要となる。 課の再編にあたって、プロジェクト事業等、土木工事と建築工事とは、多分に関連があり、事業を円滑に推進するため、土木課と建築鉦害課の再編を図る。						
	建築鉦害課と統合を図り、課名を「建設課」に改める。		実施				土木課・建築鉦害課

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
土 木 課 (課の再編)	技術1係、技術2係を統合、土木係とし、職員6名の配置とする。		実施				土木課
	建設課建築係を置き、職員3名の配置とする。		実施				土木課・建築 鉦害課
	土木課の庶務労政係と建築鉦害課の庶務鉦害係を統合、庶務係とし、職員4名の配置とする。		実施				土木課・建築 鉦害課
建築鉦害課 (課の再編)	石炭六法が平成13年度末までに全て失効することに伴い、関連業務が縮小することから、課の再編を図る。再編にあたっては、プロジェクト事業等、土木工事と建築工事とは、多分に関連があり、事業を円滑に推進するため、建築鉦害課と土木課の再編を図る。						
	土木課と統合を図り、課名を「建設課」に改める。		実施				建築鉦害課 ・土木課

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
同 和 対 策 室 (課 の 再 編)	同和対策事業が一般施策へ移行されることとなるが、今後も「人権・同和問題」等に関する教育、啓発が重要課題であり、事業を円滑に推進するため事務分掌の整理を行い社会教育課同和教育係と統合を図る。						
	同和対策室と社会教育課同和教育係と統合を図り町長の事務部局に「人権推進課」を新設する。		実施				同和対策室 ・社会教育課
	所管する隣保館及び隣保館に関する業務は人権推進課へ移管する。		実施				同和対策室 ・社会教育課
収入役室 (内 部 調 整)	OA化による事務の効率化を推進し、職員1名の減員とする。		実施				収入役室
水 道 課 (内 部 調 整)	総務係は、OA化による事務の効率化を推進し、職員1名の減員とする。		実施				水道課
	工務係は、新規事業及び漏水事故等に対する体制の見直しを図り、職員1名の減員とする		実施				水道課
	浄水係は、現在職員2名、嘱託職員3名の体制であるが、これを職員3名、嘱託職員2名体制とする。		実施				水道課

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
学校教育課 (学 校 事 務 職員の調整)	学校事務職員は、臨時職員等で対応する。		実施				学校教育課
社会教育課 (課の再編)	「人権・同和問題」等に関する教育、啓発事業を円滑に推進するため、事務分掌の整理を行い、同和教育系の業務を新設する「人権推進課」に移管する。		実施				社会教育課 ・同和対策室
	外郭団体(自主サークル等各種団体)の自主運営を推進し、事務の軽減化に努め、職員1名の減員とする。			実施			社会教育課
人権推進課 (課の再編)	同和対策室と社会教育課同和教育系の統合を図り「人権推進課」とし、「人権・同和問題」等に関する教育、啓発等の事務事業を円滑に推進する。		実施				社会教育課 ・同和対策室
	人権推進係を設置し、職員3名の配置とする。		実施				社会教育課 ・同和対策室
	隣保館及び隣保館に関する事務事業を所管し、事務事業の見直しを行い名称並びに事業内容等の変更を検討する。		実施				社会教育課 ・同和対策室
	総務課所掌事務の女性政策に関する事務を所管する。		実施				社会教育課・ 同和対策室・ 総務課

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
農業委員会事務局 (内部調整)	農業委員会事務局長を産業課長が兼務、事務局職員2名の配置とする。		実施				農業委員会事務局・産業課
社会福祉協議会 (町派遣職員の調整)	今後の社会福祉事業を積極的に推進していくうえで、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供する事業主体としての育成と、その質の確保が重要となることから、社会福祉協議会において、福祉の専門的知識・技術を持った職員等の雇用を含め、専門職員の育成・確保を図る。		実施				福祉課・総務課
	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が平成14年4月1日施行されることにより、町派遣職員が共済福祉事業の適用除外となるなど身分的及び処遇面で、町職員との間に格差を生じる事となるため、町派遣職員の派遣を解く。		実施				福祉課・総務課

情報公開の推進について

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
情報公開の 推進	文書管理システム機能の有効活用を推進し、町民の情報開示の要請に的確に対応するとともに OA化・ネットワーク化に対応しながら定期的に見直しを行う。		実		施		全課

高度情報化に対応した行政運営の推進

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
地域情報化 計画の策定	近年の情報処理及び通信分野における飛躍的な技術革新により急速に情報化が進展し、情報機器が一般家庭に普及しつつある現在、その情報技術を活かし、豊かでゆとりのある生活の実現と、地域の活性化を図るため、個人情報の保護、プライバシーの保護に配慮した地域の情報化に関する総合的な計画「地域情報化計画」を策定する。	検討	実施				総務課

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
I T 関 連 事 業の推進	<p>OA化・ネットワーク化を推進するとともに、情報処理技術の発達、情報環境の変化に対応できるよう常に研究し、改善を図る。</p>		検	討・	実施		総務課
	<p>パソコン通信やインターネットなど、新しいメディアの有効活用を図り地域情報化を推進する。</p>		検	討・	実施		総務課
	<p>インターネット等を通じホームページの開設など鞍手町から全国に向けた情報発信を推進する。</p>		検	討・	実施		総務課
	<p>国、県、他市町村とのオンライン化の推進にあたっては、個人情報保護のための条例を制定し、プライバシーの保護に努める。</p>		検	討・	実施		総務課

3 給与・勤務条件の適正化に関する事項

(1) 給与制度の見直し

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
特昇制度の活用、調整手当・55歳昇給停止の是正	<p>本町の給与制度は、国に準じて実施されてきたが、ラスパイレス指数から判断すると過去から現在まで県下市町村において低位に置かれている。</p> <p>これを解消するため、給与制度の運用面などから見直し、是正を行う。</p> <p>給与の是正にあたっては、可能な限り職員間に不均衡・不平等が生じないように配慮し実施する。</p>						
	<p>特昇制度の導入により、給与の改善を図り、職員の勤労意欲の向上を図る。</p>		検 討	・ 実 施			総務課
	<p>調整手当は生活給として位置付けられており、県下の市町村の動向を見極めながら是正を行う。</p>		検 討	・ 実 施			総務課
	<p>55歳の昇給停止は、上記の運用により、県下の動向を見極めながら是正を行う。</p>		検 討	・ 実 施			総務課

(2) 勤務条件の見直し

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
勤務時間の 是正	地方公務員法により1週間の勤務時間は40時間に定められているが、当町は、38時間45分であり、1時間15分の延長が必要となる。この為、近隣市町の動向を見ながら1日の勤務時間を15分(5時15分まで)延長する必要がある。		検	討・	実	施	総務課

(3) 超過勤務の削減 (検討資料 別紙)

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
超過勤務の 削減	適正な定員管理を実施するとともに、超過勤務の業務内容を分析し、事務処理方法の効率化、簡素化、並びに特定の職員に超勤が偏らないよう事務分掌の再配分を行い超過勤務時間の削減を図り、職員の健康管理の維持に努める。特別な事由による業務量の増加に対しては、臨時職員、再任用職員を雇用し対応する。また、事務改善委員会において超勤実績について、職員の健康管理、経費の節減面から検討を加え、改善を図る。		検	討・	実	施	全課

4 定員管理及び職員の能力開発等の推進に関する事項

(1) 職員採用計画の策定

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
適 正 な 定 員 管 理	職員採用計画を策定する。		実施				総務課
	職員採用計画に基づき、適正な定員管理を行い、臨時職員の雇用は、定数の欠員以外、特殊な場合を除き抑制する。			実	施		総務課

(2) 職員定数の配分の見直し

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
職 員 定 数 の 削 減	組織の再編・系の統廃合を実施するとともに適材適所に配し、行政効率の向上を図り、職員の削減を図る。	検討	実			施	総務課

(3) 職員研修等のあり方

職員研修の全体的な見直し

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
研 修 の 見 直 し	職員の自己意識改革及び能力向上のため、必要に応じ専門的に、或いは全体的に必要な要素を考慮した研修を実施する。		実			施	総務課

職員の意識改革

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
職 員 の 意 識 改 革	増大する行政需要、多岐にわたる住民ニーズに対応するため、適切な人材配置、人事異動により職域の活性化、職員の「やる気」を引き出す。また、研修等の充実により、職員の意識改革を図る。		実			施	全課

職員の能力開発

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
職員の能力 開発	職員の能力開発を効果的に推進するため人材育成の目的、方策等を具体的に示す基本方針を策定する。		実施				総務課
	職員による提案制度を確立し、その活用により、行政運営の改善に努める。	検討	実			施	全課
	職員の政策形成能力を育成するため、県等、他の地方公共団体や研修機関へ職員を派遣することを検討・実施する。		検	討・	実施		総務課
	業務マニュアルの作成、職場会議の充実を図る。		実			施	全課

専門性の向上への対応

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
専門性の向上	多様化、複雑化する行政需要に対応するため、専門的分野の職員の再教育を含め、中・長期的な展望に立った専門職員の育成・確保を図る。		実			施	総務課

5 民間委託等による事務運営改善に関する事項

(1) 民間委託等について

委託可能分野の検討及び手段

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
民間委託等の検討	効率的な行財政運営を図るため、住民サービスの維持・向上に配慮し経済コストの比較等の多角的検討を行い、民間委託等を推進する。		検 討	・	実 施		全課

6 行政委員会等に関する事項

(1) 行政委員会等の検討

具 体 的 項 目	実 施 概 要	年 度					所 管 課
		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	
行政委員会等の検討	行政委員会等の委員改選時に併せ、条例・規則の見直しを行い、極力「充て職」の委員を削減し、効率的かつ民意・女性の意見が反映しやすい委員構成を図る。		検 討	・	実 施		全課

7 効果的な行政運営

(1) 提案の委員会

名 称	検 討 内 容
窓口担当者検討会議 (所管 住民課、福祉課、保険課、税務課、水道課、健康増進課、社会教育課)	課・係の配置、施設の改善、受付の方法・来庁者への対応、総合窓口の設置等について、改善策を検討、整理し事務改善委員会へ提案する。会議へは、各課から窓口担当者1名が出席し、提案を行うために会議を随時開催する。
滞納等に係る検討委員会 (所管 税務課、保険課、建築鉦害課、同和対策室、福祉課、学校教育課)	税金・保険料・家賃・保育料等の滞納に対処するため、他市町村の状況等の調査、研究を行い、機構の再編を含め、その対策について検討、整理を行い事務改善委員会へ提案する。委員は各課から係長クラスを1名選出し、提案を行うために会議を随時開催する。

・施設部門における実施計画

1. 施設改善や管理改善を必要としない施設

整理 番号	施設名	検討概要
1	総合福祉 センター	施設が出来たばかりであり、管理について保健棟を含む全施設の民間委託を検討したが、保健業務を第三者へ委託できない状況（法的規制）があり、現状維持の管理とする。
2	歴史民族資料館	資料館としては施設整備が整っており、現状維持の管理とする。
3	鞍手駅	遠賀川架橋の建設や周辺開発等により、今後駅周辺環境が大きく変化することが予想されるが、当分の間現状維持の管理とする。
4	中学校	今後生徒数の減少（生徒数の推計）は明らかであるが、17年度までの学級数予想は現在と変化ない。今後の生徒数の動向を見ながら、余裕教室の活用を図る必要がある。

2 設改善や管理改善を必要とする施設

[実施計画]

整理 番号	施設名	実施概要	実施計画					備考
			13	14	15	16	17	
1	衛生センター	施設改善 施設の縮小 公共下水道の各家庭への普及にあわせ、施設の縮小を図る。	検討			実施		
		管理改善 現状維持での管理 嘱託職員1名が配置されているが、現在業務のほとんどが民間委託されている状況であり、また公共下水道の普及と関連した施設であることから、現状維持での管理とする。						
2	町立保育所	施設改善 現状維持での管理 地域の理解を得ることが困難。また送迎バスが必要になるなどから施設の統廃合は困難であり、施設は現状維持の管理とする。						
		管理改善 定員見直しと分園方式を取り入れた効率的な運営を図る。 少子化により園児の確保が困難となっている現状から、定員(30人)未満となった場合は分園方式による運営を実施。 児童が多く利用する、魅力ある保育所づくりを熟考する必要がある。	検討				実施	
3	隣保館	施設改善 全面建て替えが必要 施設の老朽化が激しく、社会福祉法に基づく高齢者や障害者などに配慮した施設への建て替えが必要。 広く地域住民が利用でき、人権・同和問題の解決に資するための設備を備えた施設とする。	検討		実施			

整理 番号	施設名	実施概要	実施計画					備考
			13	14	15	16	17	
4	浄水場 (水道設備)	<p>施設改善 水質改善を図るため、取水及び浄水施設の改善が必要</p> <p>取水場と浄水場に藻類抑制装置を設置し、良好な水の供給に努める。</p> <p>緊急時における水源確保</p> <p>緊急時における他の水源地からの取水確保を図る。</p>	検討		実施			
		<p>管理改善 料金改定の必要</p> <p>水質改善等にかかる経費との均衡を図るための料金改定が必要。</p> <p>民間委託の検討</p> <p>水道法改定後には浄水場の運転管理や水質管理等、高い技術を要する業務の第三者への委託を検討するとともに、清浄で豊富低廉な水の供給を図る。</p>	検討		実施			
5	学校給食共同調理場	<p>施設改善 近隣市町での広域的調理場の建設</p>	検討				実施	
		<p>管理改善 現状維持での管理</p> <p>民間への全面委託を検討した結果、経費の節減化は図れるが、人命にかかわる衛生面の徹底に不安が生じるなどのため、現状維持とする。</p>						

整理 番号	施設名	実施概要	実施計画					備考
			13	14	15	16	17	
6	町営住宅	施設改善 耐用年数を経過した住宅の計画的な立替と譲渡処分 国土交通省の払下げ採択要件（全員同意等）の緩和を要望し、払下げ等譲渡処分に努める。 良質な住宅として既存住宅の整備を図り、将来、住宅需要の受け皿とする。	検討					実施
		管理改善 入居者基準の遵守等管理の見直し、管理条例に定められた各事項の厳守の徹底。	検討	実施				
7	体育施設 （浮洲公園野球場・武道館・弓道場・野球場・町民グラウンド・テニス場・総合プール）	施設改善 浮洲公園野球場 ベンチ、バックネット、内野の整備。	検討		実施			
		町民グラウンド 暗渠排水の整備。	検討		実施			
8	勤労者体育センター	管理改善 昼間無人管理の解消 昼間の利用者が多く、職員不在による使用上の不備がある。 トラブル防止を図るためにも、管理職員の配置が必要。 （トレーニングセンターの移転により、管理ができていく状況となっている。）	検討	実施				
9	公民館 （中央公民館・長谷別館）	管理改善 長谷別館のより広い活用を図る。 子供野営訓練施設等として、施設の有効活用を図る。	検討	実施				

整理 番号	施設名	実施概要	実施計画					備考
			13	14	15	16	17	
10	共同施設 (亀の甲・南区・春日・八尋・松隈・室木の各集会所)	管理改善 管理責任の明確化(地元等との管理区分の明確化を図る) 松隈共同作業場は、学習の場として使用目的の変更をする。他の共同施設についても、地元との管理区分を明確にすることが必要。	検討	実施				
11	町有地	施設改善 処分と有効利用を図る。 売却出来るものから、積極的に処分を進める。	検討	実施				
12	公園	施設改善 都市公園として整備を図る。 鞍手・浮洲・中央公民館の三ヶ所を、都市公園として整備。	検討				実施	
		管理改善 地域内にある公園は、従来どおり地元管理を指導し、他の公園(剣岳公園・荒五郎山等)は、都市公園化出来るものから順次実施していく。	検討				実施	

3. 民間等への委託を検討する施設

[実施計画]

整理 番号	施設名	実施概要	実施計画					備考
			13	14	15	16	17	
1	葬 斎 場	施設改善 火葬炉への進入路の改善 第1斎場使用中の火葬炉への外部からの遺体搬入路の確保を図る。	検討		実施			
		告別室の廃止 告別室を利用して、第1斎場使用中の火葬炉への外部からの遺体搬入路の確保を図る。	検討		実施			
		管理改善 全面民間委託への移行 現在、町で行っている火葬業務と清掃業務の民間委託を行うことによって、経費削減を図る。	検討		実施			

4. 統廃合を検討する施設

[実施計画]

整理 番号	施設名	実施概要	実施計画					備考
			13	14	15	16	17	
1	小学校	<p>施設改善 小学校統合の実施</p> <p>小学校生徒数の推計(平成19年西川小学校が国の基準に満たなくなる)から、国の生徒数基準が緩和されない場合、複式学級化を考慮して、統廃合の実施を検討。その場合における住民意識を考慮し、理解を求めるための専門委員会を設置。</p>	検討					実施
2	鞍手高校(分校)	<p>施設改善 近隣市町での組合立設置が廃止</p> <p>公立高校の統再編計画が17年を目安として進められることを視野に入れて検討する。</p> <p>なお、存続する場合は体育館建設は必要である。</p>	検討					
3	浮洲プール	<p>施設改善 施設の廃止</p> <p>施設の利用者が少なく、老朽化が激しいため、近隣市町(中間市・遠賀町)及び地元との調整を図り廃止する。</p>	検討		実施			